

特別区長会と都、国に共同要望を行う ～民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与に関する要望～

特別区長会と東京都は6月3日（水）、民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与に関する要望を厚生労働省と経済産業省に対し、共同で行いました。

当日は、吉住会長（新宿区長）、栗岡副知事（東京都）が厚生労働省を訪問し、仁木厚生労働副大臣に要望書を手渡ししました。

要望に至った経緯
火葬場は公共的施設であり、安定的かつ継続的な運営が求められ、特別区等、監督官庁が経営許可を与えた上で、運営しています。

現在、23区には9か所の火葬場が設置されており、うち7か所は民間企業が運営しています。さらに、そのうち6か所を東京博善株式会社（以下「博善」）が運営しており、23区の火葬件数の約7割を担っている状況です。

こうした中、先般、株式会社広済堂ホールディングスが、子会社である東京博善株式会社の株式を投資ファンドに売却するかのような報道がなされました。

特別区長会としては、公共サービスとしての安定性・継続性が求められる火葬場が、利益追求の手段として売買の対象とされること自体が、区民に不安を生じさせるものであり、深刻な事態として受け止めています。

特別区長会は、事態の緊急性に鑑み、東京都に対し、広域行政の観点を踏まえ、本件について軌を一にした行動をとることを要請し、都区で共同要望を行ったものです。

こうした事実により、民間火葬場の経営管理等に対して、監督官庁である特別区が、実質的に関与することができないという法制度面における課題が明らかになった形です。

昨年11月には、民間火葬場の料金について、行政が関与できる仕組みになっていないことに関し、国に法整備等を要望したところです。

この他、火葬事業と営利事業を結びつけることによる利益追求が可能であることや、これらと目的とする資本取引等に関する規制もないなど、今回の報道により、かねてからの懸念が顕在化したため、火葬事業の公共性を確保するための制度設計が必要であると考えています。

「墓地、埋葬等に関する法律」（以下「墓理法」）の現状の仕組みでは、株式の売却により、実質的な経営主体が変更される場合でも、監督官庁はそれを止めることができません。

国は、昭和46年の都道府県知事あての通知により、「火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これにより難しい事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限り与えることとされてきたが、今後ともこれにより厳しく処理されるよう」求めています。

一方、23区においては、歴史的な経緯から、特定の民間事業者については、墓理法施行時に火葬場の経営の許可を受けたものとみなされ、法施行後も特別に許可を与えられ、現在に至っているものです。

今回の国への要望の趣旨は、火葬場の公共性を確保するためには、料金等への対応に限らず、その前提となる重要な経営方針の変更や実質的な経営主体の変更に際し、監督官庁が関与する仕組みの整備を求めるものです。

要望に対して

仁木副大臣は、「重要な経営方針の変更については、現行法でも、監督官庁が報告徴収や許可の取消を行うことが可能」「要望の内容は条例で規定できるので、まずは監督官庁にて適切に対応いただきたい」との発言があった一方、「経営支配権の変更等について、現行法では事前に関与できる仕組みが無く、対処が難しい点については、今後考えていかなければならない課題である」との発言がありました。

※経済産業省には、要望書を送付により提出しました。

（特別区長会事務局）



民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与に関する要望書を仁木副大臣に提出

令和8年6月区長会・議長会の主な案件等

区長会

6.16

- 日本赤十字社が自治体向けに行う首都直下地震に備える取り組み事例について
- サーキュラー・エコノミーに向けた取組について
- 令和9年度国・都の施策及び予算に関する要望（特別区長会独自要望分）について
- 廃棄物処理手数料の改定について
- 令和7年度特別区競馬組合決算概要等について
- 各団体議会等提出予定案件について
- 特別区長会調査研究機構理事会の概要について
- 東京都区市町村振興協会の概要について
- オール東京62市区町村共同事業推進会議の概要について
- 税財政部会の概要について
- 特別区全国連携プロジェクトについて
- 令和7年度特別区長会決算認定について

（特別区長会事務局）

議長会

6.18

- 令和8年度議長会役員等の選任について
- 特別区長会調査研究機構 第6回調査研究報告会について
- 令和8年度第1回公益財団法人特別区協議会理事会議決結果について
- 令和8年度公益財団法人特別区協議会定時評議員会提出予定案件について
- 日中友好交流事業について
- 市議会議員共済会代議員会の概要について
- 前期議長会からの申し送り事項について
- 令和8年度議長会の要望活動について
- 議長会主催「特別区政意見交換会」の開催について
- 令和8年度議長会等の予定について

（特別区議長会議長会事務局）

民間火葬場の経営権変更に対する行政の関与に関する要望書（全文）

厚生労働大臣 上 野 賢一郎 様
経済産業大臣 赤 澤 亮 正 様

火葬場は、地域住民にとって必要不可欠な公共インフラであり、その安定的かつ継続的な運営の確保は、公衆衛生及び公共の福祉の観点から極めて重要である。東京都においては、将来的な死亡者数の増加を見据えると、更に火葬待ち日数が延長することが見込まれることから、将来にわたって安定的な火葬体制の確保に向けて取り組む必要がある。

火葬場の経営主体について、国は、昭和46年5月14日付環衛第78号「墓地等の経営について」において、火葬場の経営の許可は「原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これにより難い事情がある場合であつても宗教法人、公益法人等に限り与えることとされてきたが、今後ともこれにより厳しく処理されるよう」通知している。現在、火葬場を経営している民間事業者は、法施行前から火葬場経営を担ってきた歴史的経緯があり、法施行時に附則第26条の規定により火葬場の経営の許可をうけたものとみなされたことから、法施行後も特別に許可を与えられているものである。

火葬場は、公共的施設であり、安定的かつ継続的な運営がなされるために原則として市町村等の地方公共団体になければならないという国の考え方に則れば、現行法下において、特別に許可を与えているに過ぎない民間火葬場の経営管理に対して、監督官庁である特別区等が、実質的な関与ができない現状は、法制度面で大きな課題があると言わざるを得ない。

例えば、現行制度は、主として施設の設置・変更・廃止の際や、事後的な監督を想定した枠組みとなっており、既に許可を受けた民間火葬場について、事業者の判断で火葬能力、運営体制、受入方針、料金改定を前提とする事業計画等、重要な経営方針が変更される場合、その内容を監督官庁が事前に把握し、必要に応じて関与する仕組みは、設けられていない。

また、民間火葬場は、買収等により実質的な経営主体が変更されることが考えられる。その場合、火葬場を経営する事業者が変更されたものと同視できるにもかかわらず、現行法では許可を要

しないことから、公共インフラの経営者として相応しいかなどを監督官庁が事前に確認できる仕組みとなっていない。

火葬場の公共性を確保するためには、料金等への対応に限らず、その前提となる重要な経営方針の変更や実質的な経営主体の変更に際して、監督官庁が事前に把握し、必要に応じて関与できる仕組みが不可欠である。

国におかれては、地域の火葬需要への対応又は住民生活に支障が生ずることのないよう、民間火葬場の重要な経営方針の変更等に関する監督官庁の事前関与の在り方について、所要の制度整備を行うよう要望する。

記

1. 支配株主の変更等により、実質的に民間火葬場の経営権に変更が生じる場合、あらかじめ監督官庁の許可又は承認を要する仕組みについて、昭和46年通知の趣旨を踏まえ、法上明確に規定すること
2. 民間火葬場において、火葬能力、設備投資、運営体制、受入方針その他火葬場の運営に関する重要な影響を及ぼす経営方針の変更により、地域の火葬需要又は住民の利用に影響を生ずるおそれがある場合、監督官庁への事前協議の上届出を要する旨を、法上明確に規定すること
3. 前項の事前協議があった場合、当該変更が火葬場の公共性、安定的かつ継続的な運営の確保又は地域住民の利益に重大な支障を生ずるおそれがあると認められるときは、監督官庁が、必要な助言、指導、報告徴収又は計画の見直しの求めを行うことができる制度を整備すること
4. 前3項の制度運用に当たっては、国において、ガイドライン等を策定すること

令和8年6月3日

特別区長会会長 吉 住 健 一
東京都知事 小 池 百合子

「東京23区の大学の定員抑制等」に関する緊急声明を发出

特別区長会は、6月4日（木）、『東京23区の大学の定員抑制等』に関する緊急声明を发出しました。本声明は、東京都が同日に同趣旨の知事コメントを发出したことに併せて行ったものです。

「東京23区の大学の定員抑制等」に関する緊急声明

東京23区の大学においては、地方創生の名のもとに、平成30年に成立した「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」により定員を抑制されております。

同法律は、令和9年度までの間に、地域における若者の修学及び就業の状況等の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、現在、有識者会議による検討が行われているところです。

今求められているのは、人口減少社会の下で地域の活性化を図るにあたり、東京を含む各地域が強い信頼関係のもと、それぞれの個性と強みを發揮して魅力ある環境を整備し、ともに成長しながら共存共栄を図る地方創生により、我が国の持続的な発展を実現することです。

東京の大学は全国から多様な人材が集まり、創造性やイノベーションの源泉として我が国の研究教育の発展に大きく寄与し、産学連携や地域連携、スタートアップ創出などを通じて地方創生にとって重要な役割を果たしています。

加えて、直面する諸課題の解決のためには、国による人への投資が肝要であり、企業・医療機関等との連携機能を強化し、質の高い教育・研究を推進することが、我が国の国際競争力を高めることに繋がります。

このような観点から、東京23区における大学定員の抑制は、国の将来を担う若者の進路選択の自由を狭めるだけでなく、有為な人材を育成する機会を失うこととなります。

特別区長会は、「東京23区の大学の定員抑制」の実施について、改めて早期かつ確実な撤廃を求めるとともに、これまでの規制の効果と影響については、透明性のある検証を行い、国会で丁寧かつ真摯な議論を重ねていただくとともに、東京23区内の大学進学を希望する若年層に十分ご配慮いただけるよう付言いたします。

（特別区長会事務局）